

離島地域子ども通院費等支援事業に関するよくある質問

No.	区分	質問内容	回答
1	対象者	子どもは中種子町に住所がないと対象にならないか。	中種子町に住民票があり、実際に中種子町に居住している子どもが対象となります。
2	対象者	付添者は中種子町に住所がない親族等でも対象になるか。	二親等以内の親族である場合は対象となります。ただし、助成の対象となる運賃は種子島からの往復運賃となります。
3	対象者	二親等以内の親族が仕事や疾病等の理由で付き添いが困難な場合、そのほかの親族や知人が付添人となった場合、助成の対象となるか。	対象となりません。 このような場合は子どものみ助成の対象となります。
4	助成内容	子どもが複数いる場合の助成回数の上限は。	子ども1人につき同年度内6回が上限となります。付添者は子どもの数×6回が上限となります。
5	助成内容	歯科矯正治療は助成の対象となるか。	歯科矯正治療は不正咬合（歯並びが悪い）の治療ですが、審美的（美容的）要素も大きいため、対象外となります。 ただし、疾患による咬合異常がある場合など、保険給付の対象となる治療を行うための通院等をしている場合は対象となります。
6	助成額	高速船のスーパーシート料金や、フェリーの指定室料金は対象となるか。	高速船のスーパーシート料金や、フェリーの指定室料金は対象となりません。 高速船はスーパーシート料金の引いた金額、フェリーは2等運賃を基準とします。
7	助成額	高速船運賃等の各種割引はどのような取り扱いか。	運賃については、離島割引適用・障害者割引などが適用される場合は、適用後の運賃を基準として、助成額を算出します。 また、高速船運賃について、往復割引が適用される期間内の往復については、往復割引適用の運賃を基準に助成額を算出します。
8	添付書類	離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書（以下、証明書）は島内の医療機関等で発行する必要があるか。島外の医療機関等で発行することは可能か。	証明書は、原則、島内の医療機関等で発行をしてください。 現在、島外の医療機関等に通院をしている場合でも、島内の医療機関等を受診のうえ、証明書の発行が必要となります。 ただし、特別な事情により、島内の医療機関等での証明書の発行が困難な場合には、事前に役場地域福祉課子ども未来係までご相談ください。
9	添付書類	身体障害者手帳や療育手帳、そのほかの診断書などを証明書の代わりとすることができるか。	各制度の手帳や、診断書などを証明書の代わりとすることはできません。必ず町指定の証明書を発行していただく必要があります。
10	添付書類	子ども・付添者それぞれの領収書が必要か。	金額が合算された領収書であっても、内訳を確認することができる場合は受け付けることが可能です。宿泊費について、領収書で料金の内訳が確認できない場合は、宿泊をした人数で均等割を行い、一人あたりの宿泊費を算出します。
11	添付書類	領収書を紛失した場合、どうすればよいか。	原則、領収書を再発行していただき、申請をお願いします。 領収書の再発行が困難な場合は、お支払いが確認できるもの（決済確認画面・メールなど）で代替できる場合がありますのでご相談ください。